熊本市 起業・新産業支援課

1. 目的

SHIBUYA QWS(以下「当施設」という。)は、さまざまな領域(産学官)のパートナーと連携し、新たな価値創造を加速させる施設であり、本市スタートアップや支援機関等による交流や共創の場として当施設を活用することで、新規事業の創出やオープンイノベーションの促進等を図るため、以下のとおり利用方針を定めるもの。

2. 当施設の利用者

当施設の利用者は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県内に事業所を有する中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者)及び個人事業主又は起業を志す個人で、国や熊 本県及び熊本市等が主催する下記イベントの参加者及び支援者並びにパートナー企業
 - · Kumamoto City Pitch
 - · HIGO CANVAS
 - · KUMAMOTO STARTUP NIGHT
 - ・有償インターンシッププログラム
 - · Pre-Preparation Boot Camp to Global Acceleration Program in KUMAMOTO
 - ・熊本テックプランター
 - ・熊本イノベーションスクール「次代舎」
 - ・熊本ベンチャーマーケット「二火会」
 - · J STAR-X
 - ・経済産業省主催の起業化支援プログラム
 - ・JETRO 主催の起業家支援プログラム
 - ・中小企業基盤整備機構主催の起業化支援プログラム (くまもと大学連携インキュベータへの入居者を含む)
- (2) 熊本県内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主で、国や県等から下記の事業に 認定・選定された企業及びそのサポーター企業
 - | STARTUP, | STARTUP KYUSHU
 - ・熊本県リーディング企業、(サブ) リーディング育成企業
 - ・熊本版未踏的プロジェクト IPPO
- (3) 熊本県内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主で、熊本県の実施する「UX プロジェクト」公募事業に採択された者
- (4) 熊本県内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主で、特定創業支援等事業を修了 した者
- (5) くまもと森都心プラザビジネス支援施設 XOSS POINT.の入居者及びメンター
- (6) 熊本市職員
- (7) その他市長が必要と認めるもの

3. サービスの内容等

当施設にて利用者が受けられるサービスは、次のとおりとする。

- (1) プロジェクトベースの利用(同時に最大4名まで。)
- (2) クロスパーク、プレイグラウンドの利用(イベント開催日以外、同時に最大4名まで。)
- (3) クロスパーク、プレイグラウンドでのイベント開催(本市の契約上、月 1 回までの利用が可能。利用調整を行うため、事前相談が必要。)

4. 利用の流れ

当施設の利用の流れは、次のとおりとする。なお、クロスパーク、プレイグラウンドでのイベント開催については、本市と別途協議を行うものとする。

(1) 利用日の概ね 1 週間前までに、メールにて「SHIBUYA QWS 利用申請書」を下記担当 部局へ送付する。創業予定の者については、「特定創業支援等事業により支援を受けた ことの証明書」の写しを添付するものとする。

(担当部局:起業・新産業支援課 <kigyoushinsangyou@city.kumamoto.lg.jp>)

- (2) 本市にて申請内容を審査し、承認の決定をしたときは、利用承認済の申請書を申請者 ~ PDF にて送付する。
- (3) 申請者は、利用日に当施設受付にて利用承認済の申請書を提示する。(スマートフォン 画面による提示可)

5. 注意事項

利用者は、次の注意事項に同意の上で当施設を利用すること。

- (1) 利用可能時間 (9時00分~22時00分(最終受付21時30分)) の順守。
- (2) 同時間帯で利用する人数は4人までとする。(施設見学のみであれば5名以上可能)

6. その他

上記にない事象が発生した場合は、別途本市と協議を行い決定する。